

## 参考資料3

### 基本計画策定のための作業方針の骨格（たたき台）

平成 29 年 4 月 6 日  
規制改革推進室

（注）基本計画は各重点分野について各省庁別に作成することを前提に記載。

#### 1 共通編

（注1）重点分野のうち、「国税」、「地方税」以外を対象とする。

（注2）以下、「営業の許可・認可に係る手続」（「営業の許認可等」）について記述し、他の分野の手続については、適宜、読み替える。（個別の注を付したものはそれに従う。）

##### （1）対象手続の一覧表の作成

① 対象手続は、民間事業者が行う手続を対象とする。

（独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人）、地方公共団体、事業に関係のない個人については除かれる。）

② 別添の「基本計画の対象手続一覧表」（作成中）に必要事項を記載する。

③ 対象とする手続は、事業の開始時のみならず、継続・拡大時、終了・承継時まで含む。

（注）例えば、「営業の許認可等」については、「～を営もうとする者は、許可を受けなければならない」、「〇〇事業を行おうとする者は許可を受けなければならない」等の規定に基づく許認可等のほか、当該規定の置かれている法令において、事業者が事業の開始、継続・拡大、終了・承継に必要となる許認可等を含むものである。

（例えば、事業を行う際に道路の使用許可などが必要としても、当該許可は含まない）

④ 「基本計画の対象手続一覧表」には、「許認可等現況表（平成 27 年 4 月 1 日現在）」を参考にして、

i 手続の名称と根拠法令（所管局等名、所管部課名、事項名、根拠法令、条項）（平成 29 年 4 月 1 日現在）

ii 手続の申請等件数（オンラインでの件数、非オンラインでの件数、全体件数）（原則として平成 28 年度分）

を記載する。

(注 1) 基本計画策定までに記載できない項目がある場合には、その具体的理由を欄外に記載する。

(注 2) 「補助金の手続」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項における「補助金」とし、具体的には、補助金総覧に「補助金」として記載されるものとする。なお、平成 29 年度限りで同趣旨の補助金も含めて廃止されることが確定される場合は対象外とする。

「基本計画の対象手続一覧表」には、補助金総覧を参考にして、

- i 補助金の名称と予算（所管局等名、所管部課名、補助金名、科目名、予算額）（平成 29 年度予算）
- ii 補助金の申請件数（オンラインでの件数、非オンラインでの件数、全体件数）（原則として平成 28 年度分）

を記載する。

(注 3) 「社会保険に関する手続」、「従業員の労務管理に関する手続」、「商業登記等」、「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」については、「基本計画の対象手続一覧表」には、上記の営業の許認可等の例にならって記載する。なお、手続の申請等件数の欄については、当該手続が書類の作成等の義務である場合は、義務の対象となる事業者数を記載する。

(注 4) 「調査・統計に対する協力」については、「統計改革の基本方針」により、新たに整備・改善されるものを除いた、既存の統計調査（基幹統計調査、一般統計調査）を対象とする。被調査者が民間事業者でないものは対象外とする。他の統計を加工することにより作成される加工統計は対象外とする。なお、平成 29 年度に実施される統計調査を対象とするが、30～31 年度に調査の実施予定がないものは対象外とする。

「基本計画の対象手続一覧表」には、

- i 統計調査の名称等（所管局等名、所管部課名、統計調査名、基幹統計調査／一般統計調査の別）
- ii 統計調査の調査周期等（調査周期、オンラインでの回答数、非オンラインでの回答数、全体の回答数）（原則として直近に実施した分）

を記載する。

## (2) 基本計画の作成

以下について記載する。

- ① 手続の概要
- ② 電子化の状況
- ③ 削減方策（具体的な取組の内容とスケジュールを記載する。）
- ④ コスト計測
  - A 計測の対象とする手続
  - B 計測時期
  - C 計測手法

## (3) 参考資料

根拠条文（申請等の書式・様式の根拠規定を含む）。

（注）対象手続の一覧表及び参考資料については、基本計画に添付する。

## 2 「国税」

### (1) 基本計画の作成

以下について記載する。

- ① 手続の概要
- ② 電子化の状況
- ③ 削減方策

以下の i ~ v に関し、具体的な取組の内容とスケジュールを記載する。

- i 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率 100%。
- ii 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率 85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-tax）の利用率 100%。
- iii 電子納税の一層の推進
- iv e-tax の使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
- v 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

### (2) 参考資料

関係条文

### 3 「地方税」

#### (1) 基本計画の作成

以下について記載する。

- ① 手続の概要
- ② 電子化の状況
- ③ 削減方策

以下の i ~ v に関し、具体的な取組の内容とスケジュールを記載する。

- i 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率 100%。
- ii 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率 70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(eLTAX)の利用率 100%。
- iii 電子納税の推進
- iv eLTAX の使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
- v 国税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

#### (2) 参考資料

関係条文